

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	事務本館設置の現場監視用モニタの点検時、映像不良が認められたため、当該モニタの通信装置を点検・修理	D	
2	1号機	復水器計装ラック修理後の計装配管の耐圧試験において、復水器ホットウエル水位変換器(LT-2-1B)の高圧側テスト弁等(2台)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	工具管理センタから借用したLEDライトを紛失したことが認められたため、対応検討	D	
4	1号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい検査時、制御棒駆動水圧系制御ユニット(22-11)アキュムレータ水側シリンダドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい検査時、制御棒駆動水圧系制御ユニット(34-19)アキュムレータ水側シリンダドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	原子炉圧力容器耐圧漏えい検査のため原子炉圧力一定保持中、制御棒駆動機構の圧力調整を行ったところ、原子炉圧力の一時的な降下による検査の中断が認められたため、対応検討	C	
7	2号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器の水室ドレン弁(原子炉補機冷却水側)にシートリーク(1滴/12秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	主発電機密封油制御装置差圧調整弁の後弁において、フランジ部より油のじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉冷却材浄化系試料採取装置のろ過・脱塩器入口PH計の点検時、切替スイッチに動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
10	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器(C)出口弁の作動空気供給用電磁弁の配管接続部よりエアリークが認められたため、当該接続部を点検・修理	D	
11	3号機	発電機冷却用水素補給操作時、水素供給装置ガスボンベ元弁(1箇所)付け根部より水素のリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	計算機室空調設備冷凍機(A)故障警報が発生し、冷凍機が停止したため、当該冷凍機を点検・修理	D	
13	3号機	主発電機密封油処理装置の真空ポンプ(B)排気ドレンセパレータに汚れが認められたため、当該セパレータを点検・清掃	D	
14	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室局所空調機ユニットのファン駆動用ベルトにの緩みが認められたため、ベルトの張りを調整	D	
15	4号機	発電機冷却用水素供給装置ガスボンベ集合管出口弁において、閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	4号機	廃棄物処理建屋中地下壁(気体廃棄物処理系排ガス除湿冷却器(B)室前通路付近)において、雨水の浸入が発生し認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	中央制御室空調用冷凍機（C）において、冷媒量の不足が認められたため、当該冷凍機を点検・冷媒を補充	D	
18	5号機	タービン補機冷却水系熱交換器（C）において、海水入口管ベント弁にシートリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	5号機	タービン補機冷却水系熱交換器（A）において、海水入口管ベント弁にシートリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	5号機	作業完了しているにもかかわらず、作業依頼票発行タグ（現場表示用）の回収漏れ（1件）が認められたため、対応検討	C	
21	5号機	サービス建屋換気空調系空調機において、外気処理装置用ドレン排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
22	5号機	廃棄物処理建屋の加熱蒸気凝縮水移送ポンプ（B）において、グランドリーク排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
23	6号機	工具管理センタから借用したLEDライトを紛失したことが認められたため、対応検討	D	
24	6号機	廃棄物処理建屋地下2階加熱蒸気配管の壁貫通部（ミキシングポンプエリア）の封水処理部に腐食が認められたため、当該配管貫通部を点検・修理	D	
25	6号機	NO. 6軽油タンク上部レベル検出部のフランジ部に、腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	6号機	NO. 6軽油タンク上部のレベル検出配管に、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
27	6号機	原子炉冷却材浄化ポンプ（B）において、反カップリング側メカシール部より水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検及び対応を検討	D	
28	6号機	主復水器細管洗浄装置（C1）において、ボール回収器出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
29	集中環境施設	高線量廃棄物保管設備作業用プラットホーム用トロリ部に、走行不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	集中環境施設	補助ボイラ用軽油噴燃ポンプ停止時、「軽油ストレナ差圧高」警報の誤発生が認められたため、軽油ストレナ差圧計を点検・修理	D	
31	その他	水処理設備の排水処理装置処理水ポンプ（B）において、出口弁フランジ溶接部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで